

5土農発第540号
令和6年3月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

土佐町長 和田 守也

市町村名 (市町村コード)	土佐町 (393631)
地域名 (地域内農業集落名)	石原地区 (下瀬戸、黒丸、東石原、西石原、峰石原、有馬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手等が確保できているが、すべての受託希望は受けれない。
・耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地があり、農業所得も低い。
・法面や水路、農道等の管理が過度な負担となっている。また、鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している。

【地域の基礎的データ】

農業者:56人(うち50歳代以下10人)、(株)れいほく未来、アグリネットワーク・れいほく株式会社、合同会社ボードビル 3経営体

主な作物:水稲、米ナス、サツマイモ、ゆず、甘長とうがらし、ぜんまい

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内外での担い手の育成、確保に努める。
・省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る。
・基盤整備等により耕作条件を改善する。
・農産物の高付加価値化により所得の向上を図る。
・鳥獣被害防止対策の実施。
・集落の自治(コミュニティ)機能の強化。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・協定内で担い手を育成していき、今後は地域外からの新規就農者も視野に入れる。 条件の良い農地は担い手に継いでもらう。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・貸し手と借り手がある農地については、農地中間管理機構を活用し、集約化に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手のニーズを踏まえ、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外からの担い手を確保・育成し、農地維持に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・松ヶ丘のドローン防除サービスを適宜利用し、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないように電気牧柵等の設置を行う。
- ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全・管理に努める。